

平成25年勝浦町マラソン議会（コスモス会議）会議録第5号

1 招集年月日 平成25年9月19日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月19日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 9月19日 午前11時42分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	小林功
教育長	北島隆	企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長 農業委員会事務局長	野上武典	住民課長	岩佐誠明
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長 給食センター所長	坪井泰博
勝浦病院 事務局長	松本重幸	会計管理者 出納室長	豊岡和久

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 前田晃司

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成24年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第1号 勝浦町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第4 議案第2号 平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第3号 平成25年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第4号 平成25年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第6号 勝浦町道路線の認定について

日程第8 議案第7号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第9 議案第8号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 諮問第1号 勝浦町人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

日程第11 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書について

日程第12 発議第2号 核兵器全面禁止条約の締結に関する意見書について

日程第13 議員派遣の件

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

それでは、本日の会議を開きます。

昨日、町長、3選出馬表明をされました。きょう最終日でございますが、きっちりできれば締めくくりたいと思うんですが、いろいろ若干ちょっと討論するような事案もあるようでございます。よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を行います。

本日、法第121条の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、小林副町長、北島教育長、伊丹企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第2，認定第1号，平成24年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定から日程第7，議案第6号，勝浦町道路線の認定までを一括して議題とします。

これより第二読会を開きます。

認定第1号について、質疑を行います。

この件について質疑はありませんか。

ございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号について、質疑を行います。

この件について質疑はございませんか。

議案第1号です。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 議案第1号，勝浦町子ども・子育て会議条例の制定について質疑を行います。

議長，小休願います。

○議長（大西一司君） 小休します。

午前9時33分 休憩

午前9時56分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開します。

議案……

（5番国清一治君「え、途中からやけん、ほんでええと思う」の声あり）

ああ、質疑の手挙げた。

（5番国清一治君「手挙げたで」の声あり）

ああ、ええんか、はいはい、挙げとんやな。

続けてどうぞ、5番議員。

○5番（国清一治君） 小休前に続けて質疑を行います。

この条例は、法第77条の、これ努力義務なんです。努力義務なんです、僕が読む限りは、間違うとったら言うてください。それで、私が一番気になるのはこの目的、所掌事務が法律条文に委ねているからわかりにくいと、住民にはまずわからないだろうということで、これをわかりやすくする方法はないのか、このままいくのか、副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大西一司君） 小林副町長。

○副町長（小林 功君） 条例第2条関連のご質問でございますが、やはり条例というものは上位の法の意を正確にあらわす必要がございます。でありますので、やはりここは基本的にはこのままいかせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 国清議員。

○5番（国清一治君） 先ほど小休中に課長もえらい難しいことを言っておりましたけれども、条例つくるいうんは、町の法律なんで、これは基本的に77条ちゅうんは、こういう会議を設置することに努めると書いてあるんです。所掌事務までは求めてないと私は解釈してます。ほれで、私は今後、検討いただいて、一部改正が可能なら改正をしていただきたい。これから後々出てくる条例も、私はもう勝浦的でいいと思う。勝浦弁でも条例はつくれるんですよ、これ。かたい言葉でなしに、わかりやす

い、町民にわかりやすいちゅうのを一番にしていかなんだら、これ法律ですので、町民はついてこれないと思う。そういうことで、今後の会議において検討願いたいと思いますが、副町長、どうでしょうか。

○議長（大西一司君） 小林副町長。

○副町長（小林 功君） 基本的なスタンスは、先ほど申したとおりでございますが、議員おっしゃられるようにわかりにくいというところも私は理解しておりますので、実際おっしゃられるとおりのような改正なりができるのかどうかちょっとわかりませんけれども、今後の検討課題というふうにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西一司君） ほかに質疑はございませんか。

1 番美馬議員。

○1 番（美馬友子君） 議案第1号に質疑を行います。

この会議は、国は需要の見込みと確保、いわゆる先ほどもおっしゃいましたが、待機児童の方策だったり、支援事業の計画や変更当事者たる親の意見を聞くことが重要と盛り込まれておりましたが、この国の指針を受けて、勝浦的なことを盛り込んだ会議の、先ほどから皆さんがおっしゃっていた基本指針はどういうものかということが、その他の説明文の中に総合計画の推進とありますが、それは勝浦がどこに向けてほの計画を推進していくのかということがちょっとわからないのと、それはニーズ調査をするので、それから計画に反映していくと多分思いますが、それは4年ぐらい前ですか、次世代後期行動計画っていうものがありました、そういうものに沿って、どういう調査をしていくっていう項目は、調査、審議の想定っていうか、そういうものはできているのでしょうか。

○議長（大西一司君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） さきの計画は、子供を取り巻く地域での環境の行動計画という趣旨でございました。今度の計画は、子育て支援の量と質を目的としたものです。ですから、都市部では待機児童の解消という具体的な目的が設定できますが、地方部にとっては、実態以上の待機児童は現在発生しておりません。今後、制度上の待機児童の発生する可能性はゼロではございませんが、そのあたりを含めて、子育て支援、子供のほうじゃなくて支援のほうに重点を置いた計画を策定するためのニーズ調査項

目というほうに主眼が置かれております。

以上です。

○議長（大西一司君） 美馬議員。

○1番（美馬友子君） 子育て支援の既存の協議会もあるわけですね。その協議会も活用可能と思われませんが、構成員も変更したりということも要ると思うんですが、構成員の中で保護者の方が含まれるわけで、当事者っていわゆる保護者の方ですよ、ゼロ歳児から就学前まで、各そういう保護者の方の意見を聞くっていうことが一番重要なんで、20人の構成人数のうち保護者は何名ぐらいとか、何歳から何歳までの各年代の保護者を置くとか、そういう選任の方法を考えているのかどうか。

○議長（大西一司君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 具体的な決定ではございませんが、子育て支援を代表する意見を多く求めたいと思うておりますので、保護者会の会長、園長、学童クラブの会長、学童クラブの代表、PTA会長等あたりを主にした委員構成を予定しております。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかに。

え、まだ、どれぐらい。

○1番（美馬友子君） 濟いませぬ、追加でないけんね。1, 2, 3, 4の構成の割合はどれぐらいになるんですか、教員とか有資格者とかあるんですが、ほの保護者の割合はどれぐらいの配分になるんでしょうか。

（福祉課長大西博己君「20人のうちの何人ぐらいが保護者かと」の声あり）

○議長（大西一司君） そんなんもうわかつとんかい。

（福祉課長大西博己君「いや、まだわかっておりませぬけども。小休お願いします」の声あり）

小休。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

4 番 節 議 員。

○4 番（節 公一君） 議案第 1 号，勝浦町子ども・子育て会議条例の制定について質疑を行います。今の 1 番議員と若干ダブるところはあるんですが，福祉課長のほうに 3 点ほど質問します。

まず，子ども・子育て会議のこれは，全く新しい組織として発足するのか，それとも先ほどありました前身の次世代育成後期行動計画，これをつくるときにも同じような会議というか委員会みたいなものがつくられていて，それが活動してきたものなのか。もっと平たく言いますと，そのメンバーのちょっと化粧直ししたようなものでいくのかどうかということがまず 1 点。

それと，今度支援ニーズ調査の方針と調査項目，これを審査するという事になってます，この会議は。それでは，支援ニーズ調査の方針と調査項目は誰が決めるのか。この会議で決めるのではないように見受けられますので，これは誰が決めるのか。

それと，3 点目は，支援事業計画，これ策定もするというような，この説明文では読めるんです，先ほど配っていただいたこの事業策定ということをするようにも読めるんですが，これは誰がいつごろ行うのか。この 3 点について答弁をお願いします。

○議長（大西一司君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） まず，新しい計画の委員構成の質問でございますが，新しい計画の趣旨の中には，この次世代支援後期行動計画の検証という目的もございますので，次世代のときの委員がある程度は含まれるとは思いますが。

それから 2 点目，調査項目等の内容と決め方でございますが，待機児童の解消というのが国策としてスタートしてしますので，国がした法定の調査項目というのは少なからずございます。そこに本町独自の調査項目を入れて調査をスタートさせます。そして，その調査項目に基づいて次年度に計画を策定するわけでございますが，策定作業は庶務をつかさどる福祉課になりますが，その計画を審査するのもこの会議というふうに理解しております。

以上です。

○議長（大西一司君） もう一度，計画。

(「計画にかかる期間」の声あり)

(4番 笹 公一君「いつ、いつごろ、いつごろ」の声あり)

○福祉課長(大西博己君) 調査を今年度中に終了させ、その分析等を、まず調査項目の確定する会議を開いて、で調査して、その分析の結果を会議で説明して、次年度の計画策定方針を決めまして、計画の策定作業は次年度の早い時期にはしたいんですけども、国、県の予算の都合、事務分掌等の都合もございますので、夏ぐらいから策定して、とにかく26年度中には策定を完了すると、しなければならないということになっております。

以上です。

○議長(大西一司君) 笹議員。

○4番(笹 公一君) 今課長から答弁ありましたが、これの調査項目、調査方針、これは国のほうがある程度決めた法的なものがあるというような、それが少なからずあるということは、そちらのほうがかかなり多いウエートを占めると思うんですが。

といいますと、国のほうは待機児童を先ほど言いましたように対象とした調査項目を多く上げたんですね。勝浦町の実態は、待機児童はほとんどおらず、子育て支援のほうに力を入れた方針なり、調査項目を当然多くせなければいけないわけです。

そこらあたりが、国が決められたもの以外の、勝浦町独自の実態に合ったような項目をたくさん設ける必要があると思うんですが、それに対する認識をまずお聞かせ願いたいのと、それとこれが——この後のちょっと討論なり、採決になってどうなるかわかりませんが——一応今のこの条例では10月1日施行というようなことになってます。これが10月1日から施行して、それから委員の選任をして、今年度に行わなければならないという事業があります。先ほど言いました方針と調査項目の審査、これをするのに少なからずとも何回かは会議を開いたりせなければ、今年度中ちゅうことは来年の3月までです。その分の予算措置はできているのかどうか。これが2点目と。

それと、先ほど言いました策定された計画、そのある程度の強制力というか、それはどのようなものなんですか。これで計画の中にあるから、町のほうとしてはやらなければならない、いわゆる町の年度計画の中に必ず反映させていかなければならな



いというものなのか、計画書はつくって棚の上に置いとくだけのもんなのか、ちょっとそういう心配があります。

実は、先ほども——前後しますが——国の予算が来るためには、こういう会議があって計画書を策定されなければならないという型どおりのものになってしまう危険性がありますので、そこらあたり、この計画に策定された限りは、どのようにその計画が、強制力というか、効果があるものにできていくのかどうか、その3点について答弁をお願いします。

○議長（大西一司君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） まず、調査項目決定の方針でございますが、あくまでも国の法定の調査項目は外せませんが、それ以外に勝浦町、継続する福祉課の子育て支援事務の中で知り得た調査項目のほかに、この制度が今年度中に指令が来るという予測に基づきまして、福祉課独自に両保育園のほうで独自の事前調査アンケート等をもう既に実施しておりまして、あらあら今実際に子供を育てている特にお母さん方の意見はもう既に聴取しております。そのあたりも調査項目に含め、国の調査項目を逸脱しない限り、本町に必要な調査項目は細かに入れていくつもりでございます。

会議のほうは、調査項目のその項目の内容と方針を説明する会議が1回と、あとはその項目のニーズ調査に基づきます分析結果、次年度の計画策定のための審査で、都合今年度に2回程度は開かれようかと思えます。

予算面につきましては、25年度の一般会計当初予算で、委員報酬、計画の策定の事務費、全て計上してございます。おおむね国の補助裏がありますので、町負担はほとんどないと思えます。

3点目……。

○議長（大西一司君） 効果。

○福祉課長（大西博己君） 26年度に策定する効果でございますが、もちろん26年度までは現行の次世代育成行動支援計画というのが1億円を超す国の支援策の根拠となっております。27年度以降は、この計画が国の根拠になるという大きな効果がございますが、それ以外にこの法律が27年度から本格的に実施されて、さまざまな、恐らく地域に根差した支援策の予算、制度等が確定することになってくると思えますので、その段階で、その計画に基づいた勝浦町独自の支援制度等を研究するようになると

思いますので、そのあたりの効果は今後の研究課題ということで、今年度から来年度国、県の情報等を調査することになると思います。

以上です。

○議長（大西一司君） みんな言うた、いいんかな。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、この件については質疑なしと認めます。

それでは次に、議案第2号について質疑を行います。

議案第2号について、一般会計補正予算でございます。

この件について質疑はございませんか。

4番節議員、どうぞ。

○4番（節 公一君） 議案第2号、平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

ページ12ページ、消防費のところなんですけど、備品購入費として2,626万7,000円、この中には備蓄倉庫10棟購入するというような説明が第一読会でありました。それで、大きいものは2.4掛ける2.4掛ける6メートル、ちょうど役場にある倉庫と同じということで、実は私、朝課長のほうと一緒に中を見せていただきました。

中へ入ってみると、確かに非常に大きなもので、この中に備品はかなり入るなというようなことなんですけど、そこでちょっと1つ私も懸念を持って入ったんですけど、やはりその懸念したとおりのことがあったんですけど、この倉庫の中に棚はないんです。やはり備品いろいろ置こうと思いますけど、食料なり毛布、タオル、棚があるほうが整理は非常にしやすいと思うんですけど、この備蓄倉庫の中に棚というのはオプションなのか、それとも定期的に初めからつけてもらえるものなのか、この辺あたりの確認を1点したいのと、それと中の備蓄備品です。

先ほど言いましたようにかなり入ります、物が。これ管理は第一読会のときに地元、区のほうでお願いしたいというようなことだったと思うんですけど、区のほうに全部任されても、最低、必要最小限こういうもんは要りますよというガイドみたいなもんがあったら非常にありがたいんですけど、例えば担架は要りますよとか、毛布は当然今まででも配布されているんですけど、水並びに食料品についてはどのぐらいの分です

よとか、私たちがもっとわからないところもあると思うんですが、地震に備えてジャッキみたいなもんはあったらいいですよとか、そういう必要最小限、これだけは倉庫の中には入れておくといいですよというようなもんが、そういうガイドができないものかどうか。

それと、最低限のものに対しては、これは全部区で賄わなければならないもんなんか、町のほうで一括して購入してできるものなのか。町のほうで費用も負担していただけたら、それは区のほうはありがたいと思うんですが、予算の関係で町が、予算は国が持つということでも、一括して町のほうで購入したほうが当然有利なこともあると思いますので、そこらあたりのことについて、この2点、企画総務課長、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（大西一司君） 伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、1点目の棚の件でございますけども、現在見積もりをとっている製品については、現在ございません。これから指名して入札ということになりますので、仕様書の中に書き込むことはできると思います。そういう配慮はしてみたいと思いますけど、基本的には今まで見ておるカタログ等についてはついておりませんので、基本的にはないというふうで対応していただきたいというふうで考えてます。

それから、避難所における備蓄品の品物とその数量の関係ですけども、避難する期間にもよって当然違ってはくるとは思いますけども、恐らくは当面のものでよいと思います。基本的にやっぱり寝泊まりしますので毛布とか、それから最低限の食料、水、こういうものがあればいけるのではないかと。ほんで、長くなればその間に補充なり調達ができると思いますので、とりあえずは当面避難生活ができるような品物と数量で構わないかと思っております。

それから、どういう品物を置いたらいいかということなんですけれども、備蓄品、特に食料品とか水については5年間という期限がございますので、その期限を見ながら、町の予算の範囲内ではまた各地区に配布をしたいと思っておりますけども、それ以外のものについては基本的に地区のほうでご用意いただきたいと思っております。必要なものがあればまた取りまとめをして、予算は出ないことがあると思っておりますけど、地区のほうで予算お願いして取りまとめとか、業者とか品物の紹介はできるんじゃないかという

ふうには考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） 4番 笹議員。

○4番（笹 公一君） 棚については、これから見積もりするような段階なので、入れていただけるか、当然業者のほうへ申し入れしてみることなんですけど、これはぜひ棚は必要だと思いますので、いろんなものを整理するのに、全部上へ積み重ねておけば下のもんがとりにくいか、いろんなこともあると思いますし、また能率の面からもいいまでも、棚等の必要最低限のものはつけていただきたいと思うんですが、もしその棚がない場合、今役場はロッカーでしてます、キャビネットロッカーというんですか、ああいうもんっていうんは、役場のほうなりに在庫というか、不要のもんっていうんはあるんですか、もし分けてもらうという場合に。

以前、ちょっと話があれになりますけど、クリーンセンターの解体のときにそういうもんがあったら、できたら区のほうに分けていただいたらというようなことがあったんですが、クリーンセンターのほうではもう全てあれ処分されましたですか、住民課長。

だけん、課長……。

○議長（大西一司君） 小まい声で聞こえん。

○4番（笹 公一君） 企画総務課長と住民課長に答弁をお願いします。

○議長（大西一司君） ほな先、伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） キャビネット等の在庫でございますけども、ほとんどないと思います。一部もう処分し切れんという、大変古くなってもう使えないようなものは一、二台はあるかと思いますが、とても使えるような状況ではないと思いますので、皆さんにお配りできるようなキャビネット等はないというふうを考えてます。

（4番 笹 公一君「棚のほうで、棚のほうでよろしいけど」の声あり）

棚も一緒ですけども、そういうことでございます。

○議長（大西一司君） 岩佐課長。

○住民課長（岩佐誠明君） クリーンセンターの廃棄する分については、4番議員さ

ん提案していただいたとおり，それぞれ区に希望を聞きまして抽せんしたところもあつたんですけれども，正確な地区までは覚えておりませんが，たしか五，六地区にはそれぞれ自分が欲しい備品については持って帰っていただきました。

以上でございます。

(4番節 公一君「在庫なし」の声あり)

もうほれはありません。

○議長（大西一司君） ほかに，議案第2号についての質疑はございませんか。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 議案第2号に対して質疑を行います。

今の4番議員の関連で12ページでお聞きしますが，常備消防費の中で工事請負費，これ置く土地なんですけれども，聞くところによったら避難所の近くとか，消防詰所の近くっていうことをちらっと区長から聞いておりますが，これがなくて民間の土地になる場合は，どういう扱いになるんです。寄附になるんか，そこらの扱いと，この工事請負費90万2,000円，これは場所によってはそのままアンカー打って置けるとこもあるだろうし，ある程度整地をしなければ置けないところが10カ所のうち出てくると思うんですけれども，そこらの費用の割り振りはどうなりますか，企画総務課長にお尋ねします。

○議長（大西一司君） 伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） まず，備蓄倉庫を設置する土地でございますけども，これについては民間の土地でも結構でございます。ほんで，町の所有にしなくても，そのまま個人の土地の上に設置していただいて結構だと思いますので，地権者とちょっと区のほうでご相談いただいて，了解が得られれば結構だと思います。

それから，基礎工事でございますけども，90万2,000円ほど，もう単純な一般的な基礎工事ということで，1倉庫，大体高いんで11万3,400円ぐらいの基礎工事を見込んでおりますので，そういうことでこの分についてはできるだけ町内の業者さんをお願いをして，基礎の分については施工したいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（大西一司君） 国清議員。

○5番（国清一治君） そしたら，11万3,000円ぐらいを高目には見とうともある

とおっしゃったんですけれども、これは上限ではないということで理解してよろしんでしょうか。多分場所によったら全くほとんど要らなくて済む場所もあると思う。そこらの縛りはないということでしょうか。

それともう一点、ちょっと私気になっとうところがあるんで、消防でないんですけども、11ページの農業振興費で、ブランド化のデザイン委託料、これは書かれとんと違ったような説明してました。これはもう修正しておくべきと思うんで、そこらちらっと言うてください。企画総務課長、先に。

○議長（大西一司君） 伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 何種類かの大きさの倉庫を予定してますので、小さいものでは、今1棟につき7万7,000円ぐらい見ております。ほれから、最大の大きな分で、今言いました11万3,400円ですか、そういうふうに基本的に見ておりますので、その範囲内できると思っていますので。もし要らないところがあって、多少オーバーするところがあれば、そちらに回したりしますので、そういうことで対応したいと思っております。

以上です。

（5番国清一治君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大西一司君） 野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） 農業振興費の13の委託料のブランド化のデザイン委託料、これは説明でも申し上げましたように、DVDの作成の委託料でございます。前に指摘いただいたときに、できればこういったことのないようにちゃんと説明の中で書いておくようにというように、会議等を統一いたしております。

以上でございます。

（5番国清一治君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大西一司君） 1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 議案第2号に質疑させていただきます。

今の農業振興費のブランド化のDVD発信ということで、中身を問うわけでないんですが、今までにいろんなことで看板とかポスター、チラシ作成とかキャラクター作成とか、全て農業振興ではないんですが、まとめてですけど、合計を合算してないので予算的なことは言えませんが、最近では情報処理というか、ホームページを更新する

とかそんないろんな能力を持った方がおいでるので、その方を1名雇っていただいたら、こういうことがどんどんと新しく勝浦の魅力を早くに発信する、この間もホームページの更新を早くしてほしいって言いましたが、まだいまだに更新されておられません。やっぱりそういうことはいち早く勝浦の魅力を伝えるためにも必要なもので、DVD一つつくるにも90万円要るんだったら、1年間1人雇用したら、もし臨時雇用であればどれぐらいっていうのであれば、もう少しもっとももっとたくさんの事業ができると思うんで、そういう考え方はないのかということ。どなたに聞いたらいいでしょうか。

○議長（大西一司君）　じゃあ、野上課長。

○1番（美馬友子君）　よろしくをお願いします。

○議長（大西一司君）　野上課長。

○産業交流課長（野上武典君）　今回のDVD作成のことに限ってではないんですが、昨年もDVDつくったときに、インターネットを利用してユーチューブ等で見えるように、ホームページからそちらのほうに入っていけるようにというような処理をしたところでございます。今回も同じように、DVDをつくったときにはより広く見ていただけるような方法をとるように心がけたいと思っております。

また、議員おっしゃるようにほかの面につきましても、産業振興の中でこういったブランド化に向けての取り組みを広く周知していただく、広く周知することがブランド化の一番早道かとは思いますので、以後心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君）　もう一つ。

（1番美馬友子君「1人雇用」の声あり）

ほうやな。

伊丹課長、答えあかんかい。まあ広うにやる意味で、雇うてしたらどうなっちゃうん。ほれ、聞いとらん。

（1番美馬友子君「●　●」の声あり）

（「ホームページのコンテンツ利用」「コンテンツの●  
●」の声あり）

町長は無理で。

ほな続けて、野上課長，どう。

○産業交流課長（野上武典君） 失礼しました。答弁漏れがあったようでございますが、こういったものに関しての雇用，農業振興だけで人1人雇うというのはちょっと費用対効果はあるのかなと。ただ，今職員の中でもうそういった知識を持った者もおります。

また，ご存じのように地域おこし協力隊のほうで今すばらしいスキルを持った方もいらっしゃる。そういったことの部内への反映というか，一緒に働く者がそれらのスキルを学ぶということで，今のところ農業振興のこういったPRに関しては図っていきたくないと。もしほかに，総括的に全体の中でこういったことをすればいいというような人をもし雇っていただけるのなら，大変ありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 美馬議員。

○1番（美馬友子君） 副町長に聞いてもいいですか。これはまた別なんやけど，ホームページを早く更新せえって言うて，まだいまだにできてないっていつて，また新しくDVDをつくるのに90万円かかる。臨時雇用で大体年間200万円だったら，あと100万円のことができるんです，勝浦町魅力発信のために。そしてまた，各それぞれの地域でお祭りとか，本当に活発的にこのごろできるようになりました。そのポスターとかチラシなども手伝って，ちょっと助言でもいただけたらもっと魅力的なポスターになると思うんです。

やっぱりこんなことは役場の職員でできる強い方がおるちゅうんで，ほの方は違う仕事をされてるんですよね。ちょっと手伝ってっていうたらできても，やっぱりそれは1人ちゃんと雇用して，ほういう力の強い人に相談できたり，PRできるような方針っていうか，そういう考えを今後持っていただきたいなと思うんで，そのお考えはないでしょうかということ。

○議長（大西一司君） できる。

小林副町長。

○副町長（小林 功君） お答えいたします。

先ほど産業交流課長からもご答弁いただきましたが，幸いにして，今協力隊の方の中



にそういうスキルを持った方がいらっしゃるということで、国からの交付税措置がある方なんです、そういったものを活用した上で、なおかつそういう能力もお持ちで、それも業務の中で発揮していただいているということで、これは非常に——一石二鳥じゃないですが——町にとっては非常にありがたい話ではないかと思っております。

ですから、正規職員としてそういう方をまた雇用するかどうかというのはまた別の話になるかと思えますけれども、今後、協力隊を引き続き雇用していけるのであれば、そういった能力も参考にしながら、業務についてもできるだけ町の業務に幅広く助言なり、アドバイスいただけるような、そういった形で協力をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 7番山野議員。

○7番（山野忠男君） 議案第2号について質問いたします。

13ページの災害復旧費について質問いたします。

今回、沼江と与川内地区が災害復旧工事をされるということでございますけれども、与川内の場合は、着工は大体いつごろになりますか。

○議長（大西一司君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） このたびの予算を承認していただいたら、早々に工事の発注をしたいと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） 山野議員。

○7番（山野忠男君） 実は、先日ご本人に聞きましたところが、大和とか渋柿の場合、この場合はもう10月に入ったら即出荷すると思うんですけれども、富有とか次郎柿と、柿をようけつくっとなです。その場合は、またずっと後になってくるんです。ほんで、そこらはひとつおうちの人とよく相談して、出荷に支障を来さないようにほこらひとつお願いしておきたいと思えます。それだけのことです。

以上です。

○議長（大西一司君） 答弁いいですね。

（7番山野忠男君「はい」の声あり）

ほかに質疑は。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 2号について質問いたします。

12ページの6款の臨時雇いの賃金のことなんで、これ協力隊のことなんでですね。今の人の持っているノウハウを伝えていくという意味で、今から雇われるという説明であつたんじゃない。最初に道の駅をするとき、国のほうからの協力隊を依頼をすることで2名したんですが、これはプライバシーにかかわることかも知れませんが、今度はやめられるということやね。

何が一番の原因かと、勝浦がいい悪いというんでなしに、やっぱり夫婦で来て、それで家賃4万円は支給しておりますわな。それでは食えないというのが一番大きな問題であると思うんです、端から見てです。自分のやりたいこと、そこまで私聞いたことないんですが、しかしながら、町のほうも成績もよければ町職員というような話も、これはあつたように私聞いてます——雇いますというんでないんでよ——3年過ぎたらというようなことも聞いておるんですが、やっぱりそういった技術というか、スキルを持った人がもっといてもらうんであつたら、やっぱり給料の改善とか何かをする必要があるんでないんですか。ただ3年間国からの三百万円何ぼもろうて、はい、さようならでは、私はいいい方向ではないんでないんかいなと思う。

それともう一つは、農業振興費の中の、そこまでいくより、ちょぞっ娘というゆるキャラつつうんで、あれをなぜもっと活用せんのか、私思うんです。つくったわ、また倉庫に入れとくわ、きのうも言ったんですが、そごうですか、地下でするんであつたら、そういうなん、定住の自立のことを言うんですが、そういうところで、次々こういうものをつくる前に、もっともっと活用をしてほしいなと思う。ジュースマシンと一緒に、買うたわ、どっか置いてしまう。これは、公のお金という意識が私は根底にはあると思う。税金を使って買うんですから、十分に活用をして、その上で、前にもDVDがあるんだつたら、その活用なり、また今の太友さんかいな、そういう技術があるんであれば90万円もかけんだつて私はできると思う。どうですか。

○議長（大西一司君） 誰に求めます、副町長。

（10番川端雅夫君「うん」の声あり）

課長，農林課長。

(10番川端雅夫君「協力隊のほうだろう」の声あり)

ああ。

(10番川端雅夫君「協力隊のほうよ」の声あり)

野上課長，ほなお願いします。

○産業交流課長（野上武典君） お答えします。

協力隊員につきましては，本人の意向も昨年度あたりから聞いております。今，道の駅で協力隊として業務をとっておられる方については，一応3年間という期間が自分にもあるんで，その後，責任もということで，とりあえず道の駅の運営については3年間しまいをしたいと。ただ，勝浦が嫌でそれをやめるとか，そういったものでなくて，また勝浦からまだ離れる云々というところもまだきちっと決めてないところがあります。

ただ，そろそろ違う仕事，その彼については既に今まで自分が培った能力の中でやってきた仕事っていうのもありますので，そういったことも生かした仕事をこれからは勝浦町の中でやっていけるのであれば勝浦町の中でそのままやっていってもという思いもありますし，ひょっとしたらほかにもというような思いもあるというふうに聞いております。

ただ，心配してまして，今までいろんなポスターとかパンフレット，そういったものの作成について，ご自分の能力，技術を生かしてつくっていただいたところがあるので，そういったものについてはある一定一緒に業務をやっていただければ引き継いでいけるんじゃないかというふうなところがあって，今回の予算取りというふうにさせていただいた。

ただ単に心配せずにはほったらかしというんではないというふうにご理解願えれば，できれば産業交流課のほうで，産業振興あるいは移住交流の件でもう少し踏み込んだ事業を次年度あたりに出るのであれば，そういったものに携わっていただけないかというふうなことも今ちょっと検討しつつもあります。ただ，やっぱり自分のそれぞれの人生ですので，まだきちっと職員として縛るわけにもいかないのかなというところがあります。

それから，ちょぞっ娘の件でございますが，実はもう既に——ちょっと町内では余り動かんのですが——町外では随分いろんなイベントで活躍させていただいております。

す。ただ、やっぱり町内イベントでいくよりは外でのイベントで外の人に知っていただくというような所作が必要かなということで、特にこの秋にかけましては、もう毎週土日あたりのスケジュールは入ってきているような状況でございます。決して活用ができてないということでない。ただ、テレビとかそういったものに出る機会が少ないというのは、確かに皆さんの目に触れる機会が少ないのかなと反省いたしておりますので、そういったところで目に映るように心がけたいと思います。

DVDのことにつきましては、今回このちょぞっ娘のほうを知名度をアップするための方法としてDVD作成をして、ユーチューブ等で流すということで、小さな町でこういった着ぐるみを全国的なコンテストに出そうとするときには、大きな町であったらそれぞれ毎日1回は投票してくれよというような人数も大きくなるんですが、ちょぞっ娘についてはもう少し知名度を上げてから出馬っちゅうか、出場というか、ということを考えておりますので、来年ご期待をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 10番川端君。

○10番（川端雅夫君） 町長にお伺いいたします。

今の課長の答弁の中で、そういう技術なりを持った、あるいはまた農業振興等々、そういう考えもあるという、今言われたわね。町長として、それだけの人物であれば、給料アップでもして、この勝浦にとどめ——本人に聞かな、これわからん——もし聞いてそういう一端があるのであれば、使い捨てという言い方はおかしいんですが、3年したら、はい、さようならでなしに、勝浦町的に役に立つ人であればということであるんならば、町長みずからひとつ話をして、待遇面も考えてあげる必要があるんじゃないかかなと思います。

ちょぞっ娘のほうについては、十分に活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） 町長の答弁。

（10番川端雅夫君「はい」の声あり）

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第2号、平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）についてご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の今後の活用の方法についてというようなことでございます。非常に3年間という期間の実績、行動を見ております。町民の皆様方、多くの方々から高い評価もいただいております。

私といたしましては、やはり勝浦で住んでいただいて、その高い能力を生かしていただきたいというようなこと、課長なりを通じてそんな意向も打診をしておりますけれども、やはりお金だけではないという本人の強い、やっぱり強い思いがあるようでございますので、それに合ったような、勝浦町内で仕事があれば受けてくれるのかなと思いますけれども、現在やってるような情報館のいろいろ管理運営等につきましては、本人の意向が十分でないというようなことも、これは本人に直接私が聞いたわけでも、いろいろそんなところで生かしていただきたいなという私自身は強い思いがありますけれども、ちょっとそこら辺の意見の違いは若干あるようでございます。そんなことで、初めての地域おこし協力隊というようなことで勝浦町に採用いたしまして、来ていただいて、大きな実績を残しておりますので、今後とも引き続き勝浦町でその高い能力を生かしていただけるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは、ほかに議案第2号についての質疑はございませんか。

ないですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑を打ち切ります。

次に、議案第3号について質疑を行います。

国保の件でございますが、この件について何か質疑はございませんか。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 国保のことについて質疑をいたします。

国保は、今広域化のことがしきりに言われております。勝浦町は、3年単年度赤字が続いたということで、平成24年度値上げをしました。ところが、決算を見ますと、基金が1億円、繰り越しが2億8,000万円、そして結局3億8,000万円ものゆとりがある財政になっております。

町長にお尋ねしますが、国保の加入世帯は八百少しでございます。そして、これは私手元に持っている資料がちょっと古いんですが、平成23年度では世帯数がすごく、834世帯で、それなのに3億8,000万円、ちょっと数字の差は24年度と若干ありますが、勝浦町の世帯数834世帯に比べて3億8,000万円のお金を広域化までにどういうふうを活用して、町民のために使っていくのかっていうことが本当に大切な問題になってきております。町長は、このことをどのようにお考えでしょうか。

○議長（大西一司君） ちょっと補正予算とは……

（「小休」の声あり）

小休します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

井出議員。

○8番（井出美智子君） 平成25年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算についてお尋ねします。

かなりゆとりがある財政となっておりますが、この具体的な数字を町民に還元するような具体的な施策ということはこれまで提言してきましたが、町長はこの数字について、補正予算の数字についてどのようにお考えでしょうか。

歳出の合計と補正……。どない言うたらいいんだろう、うまく質問できなくて申しわけないんですが。

○議長（大西一司君） 実績によるあれなんで、補正なんで。

○8番（井出美智子君） そうやね。

○議長（大西一司君） ちょっと井出議員……。

（「ちょっと違う」の声あり）

○8番（井出美智子君） いや、だけど、どう言いたいかはすごくわからんんですけど。準備が……

（「● の ●」の声あり）

ああ、そうか。じゃあ、これは12月議会の一般質問に送ることにします。

それで、十分にこの補正予算についての意見がうまく言えないことがすごく残念で

すが、国民健康保険の会計のあり方が補正予算の段階だけでなく、もっと考えてほしいということなんで。終わります。

○議長（大西一司君） ほかに議案第3号についての質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑を行います。

議案第4号について質疑はございませんか。

4番節議員。

○4番（節 公一君） 議案第4号、平成25年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、病院事務局長に質問いたしますが、この補正予算の342万6,000円は耐震診断に充てられるということですが、耐震診断をするときに病院の設計図はちゃんとあるのか。というのは、以前勝浦中学校の耐震をしたときに設計図がなくて、当初の予算よりもまた補正をして組んで、かなり大きな金額に上がったというようなことがあります。設計図がありますと非常に診断もスムーズにいくし、コストも抑えられるということを知っておりますので、その点、勝浦病院の設計図はあるんでしょうか、どうか。

○議長（大西一司君） 松本病院局長。

○勝浦病院事務局長（松本重幸君） お答えいたします。

勝浦病院の設計図面及び構造計算書とにもございます。それで、今回の委託料の算定につきましても、図面及び構造計算書によりまして、県の営繕課において算出していただいた金額でございます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 節議員。

○4番（節 公一君） 今この算出の根拠、私も聞こうと思うとったんですが、県のほうにその設計図なり構造計算書をもって、それを見てもらってはじき出した数字ということですね、この342万円。

ちょっと心配しとったというか、心配するんとまた逆なんですけど、実は私きのうの一般質問も、役場庁舎の耐震診断、福祉センターの耐震診断のことを聞いたんですが、庁舎のほうは360万円の予算に対して落札が182万円、約半額だったんです。それ

で、また福祉センターのほうは400万円の予算に対して181万円、半額以下ということで、安くできるのはいいことなんですけど、やはりその分一般財源からの繰り出しということになってますので、ここらあたり算出根拠をしっかりとっておかなければ、また予算と実績が乖離するというような懸念があるんですが、そこらあたりは、今のあたりどうですか、局長、わかりましたら答弁をお願いします。

○議長（大西一司君） 松本局長。

○勝浦病院事務局長（松本重幸君） 今回の見積もりにつきましては、庁舎と福祉センターが先にやっておりましたので、同じ手順で県の営繕課のほうでしていただけることになっているということで、病院のほうもお願いしたような次第で、実際の落札額とこの前の数字聞きまして、割と安くできるんだなと私もちょっと驚いております状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようですので、次に議案第6号について質疑を行います。

この件について質疑はありませんか。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 議案第6号について、ちょっと初歩的なこととお伺いしたいんですが、この間現地踏査で聞いたんですが、ほでようわからん。なぜかといいますと、町道路線認定については、町の持ち物である、なぜ町道認定が必要なんか、そこがちょっとわからん。町のものであったら、町が独自に道路舗装なりして、議会に無理に諮る必要はないんでないん。ちょっとほこのところ説明してほしいんです。

○議長（大西一司君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 町のものということで、町の登記簿上は公衆用道路ということで、いわゆる町の道路ではありません。それで、町の道路としての道路法をかぶせるための、道路としての機能を果たすための町道認定をするというふうな解釈でお願いしたいと思います。

（10番川端雅夫君「わからん」の声あり）



手順としては町道認定をいたしまして、それから町道の区域を決めて、境界すると、そういうふうな法的な措置をとって道路としての認定をするということで、例えば維持管理するに当たって、災害が仮に発生したら、町道災害で国補をいただいて災害復旧をするというふうな方法をとります。また、今の現状ですと、国補事業をただでなく、町の単独で直すとか、そういうふうな方策しかないのです、やはりこの認定をするつちゅう必要性があります。

以上です。

○議長（大西一司君） 川端議員。

（10番川端雅夫君「いいです、終わります」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

小休をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開をいたします。

休憩の前に福祉課長のほうから答弁がありましたが、ちょっと訂正があるそうですので、福祉課長のほうから訂正分、直してください、どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 先ほど議案第1号、勝浦町子ども・子育て会議条例の質問の回答のところ、福祉課が独自に行った調査項目を決めるための事前調査の意見を拝聴したくだけで、両保育所の「保護者の方」と表現をするところを、「お母さん方」と表現しましたので、この「お母さん方」を「保護者」に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（大西一司君） 以上でございます。

それでは、これより本件を一括して議員間の自由討議を行います。

今までの議案についてご意見のある議員は、ご発言をお願いします。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 理事者ではないけん、座ったままで。

○議長（大西一司君） はい、どうぞ。

○5番（国清一治君） 採決前の自由討議ということで、私も初めての経験なので、議員間での話ということで、意見をもう一回述べさせていただきたいと思いますが、私が特に申し上げたいのは、議案第1号の子ども・子育て会議条例、これもはっきり言うて、もっと私からいけば第一読会の段階である程度意見を述べておくべきだったかなと、それはそれで反省しております。

ただ、私もきのう帰りまして、もうこれは中へ入れれば入るほど複雑だなということで、多分1時間ぐらいかけて自分は納得したんですけども、それをもうこれ副町長さんが一番理解してくれるだろうと思うて、きょう8時半を待って電話して、ご心配かけたことがあったと思うんですけども。私の質疑では、できればいろいろと検討をしてくださいということで、先ほど私の一応案をお渡ししました。そういうことで、今議会は私はもうこの議案については反対、もともと内容的に不備があるというんでなしに、町民にはわかりにくいということが私の言いたいところでしたので、この条例案については私はもう反対することはありません。ほかに意見があれば言うてください。

以上です。

○議長（大西一司君） 4番 笹議員。

○4番（笹 公一君） 実は、私もきのう、さっきの●ほと●の77条のところの内容が、所掌事務のところが非常にわかりにくいので、実は福祉課長のほうからきょう配っていただいた資料を事前にちょっといただいていろいろ読みようたんですが、なかなか非常にわかりにくいと。国清議員の言われることは非常によくわかりますし、私たち議員の中でもわからないものは、ちょっと一般の町民の方も非常にわかりにくうて、何かこれをもっとわかりやすいことはないかなという気はいたしますが。

ただ、この条例となりますと、やはり瑕疵がない以上、この条例の本文の中に、これを直せというのは時間的なもの、またその直す、かえってわかりにくくなるのではないかなというような気もいたしますので、ここはぜひ、先ほども言いましたが、運用の面と申しますか、今後この会議を開くに当たって、関係する、委任する委員さんには当然のことながらよく目的を理解してもらわなければいけませんし、その後も

関係する方から福祉課なり、役場、当局のほうにいろいろ問い合わせがあるときは、書いた資料のものを見せて十分理解していただけるような努力は必要と思いますが、それをもってすれば、運用の面で配慮していくということが非常に大事なんでないかなというような気がしますので、今回はこの条例でいくことにはやぶさかでないというような考えを持っております。

○議長（大西一司君） ほかに何かご意見ございませんか。議員間同士の自由討議でもございますが。

なければ、今……。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 先ほど出されとった77条第1項ちゅうんは、やっぱり議案を出すときに先に出してほしかったなという思いがするん。そしたら、我々もわかりよかったなと、それだけです。

○議長（大西一司君） わかりました。

今まで3人様、ほかの議員も似たようなご意見もあろうかと思えます。この点、私のほうでもまとめて執行部のほうにも申し伝えもしたいと思えます。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ご意見もないようでございますので、以上で自由討議を終了します。

それでは、お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

それでは、これより第三読会を開きます。

第三読会では、討論と採決を行います。その前に、認定第1号の審査報告書をまとめましたので、会議規則第35条の規定により事務局長に朗読をさせます。

前田事務局長。

○議会事務局長（前田晃司君） それでは、お手元の資料に基づきまして、ご報告させていただきます。

認定第1号、決算審査報告書。

平成24年度一般会計、特別会計の決算審査の結果、次のとおり意見をつけ認定すべきものと決定したので報告します。

意見。1、違法と認める事項、なし。2、不当と認める事項、なし。3、特に留意すべき事項、別紙のとおり。4、監査委員の審査意見に対する意見、なし。5、その他、なし。平成25年9月19日。勝浦町議会議長大西一司。

以上でございます。

○議長（大西一司君） ただいま審査報告書を事務局長が朗読しましたが、私のほうから一言申し添えておきます。

意見の3番、特に留意すべき事項として、別紙に各課における指摘事項を記載してありますが、ことしは特に事務執行において適切に処理できていなかったものが見受けられました。こうした初歩的なミスが大きな事故へと発展する事例が報告されておりますので、職員の管理監督、指導面において適切に対応されたいと思います。

それでは、これより認定第1号及び議案第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の6件を一括して討論と採決を行います。このことについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、認定第1号及び議案第1号、第2号、第3号、第4号、第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、本日追加提案されました日程第8、議案第7号、過疎地域自立促進計画の一部変更を議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第7号、過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりまして、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大西一司君） それでは、町長の説明が終了しました。

議事日程の都合により休憩といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（大西一司君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

これよりただいまの議案第7号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

引き続き、これより第二読会を開きます。

これより議案第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について、議員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員はご発言をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 自由討議を終了します。打ち切ります。

お諮りします。

議案第7号を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

引き続き、これより第三読会を開きます。

第三読会では、討論と採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第7号は原案のと

おり可決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、本日追加提案されました日程第9、議案第8号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任及び日程第10、諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについての2件を一括して議題とします。

それでは、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定します。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第8号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案をいたします。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任をいたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字生名字神ノ木1番地1。氏名、山本達夫氏。生年月日、昭和25年5月7日でございます。

次に、諮問第1号は、勝浦町人権擁護委員の推せんについて意見を求めることについてであります。

人権擁護委員を新しく、勝浦郡勝浦町大字棚野字前田15番地2、滝花恒子氏、昭和18年9月26日生まれを人権擁護委員として法務大臣に推薦をいたしたいので、議会のご意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大西一司君） ただいま町長のほうから議案第8号、諮問第1号について、詳細な説明もございました。関係各課長はもう要らんとしますので、すぐ次の決議のほうに移りたいと思います。

それでは、お諮りします。

議案第8号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任及び諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについては、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) それでは、異議なしと認めます。

直ちに第三読会を開き、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第8号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任及び諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、本日追加提案されました日程第11、発議第1号、道州制導入に断固反対する意見書及び日程第12、発議第2号、核兵器全面禁止条約の締結に関する意見書を議題とします。

これより第一読会を開きます。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

4番議員から発議第1号について説明を求めます。

4番議員。

○4番(節 公一君) 発議第1号、道州制導入に断固反対する意見書について。このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成25年9月19日提出。提出者、勝浦町議会議員節公一。賛同者、美馬友子、麻植秀樹、河野道雄、国清一治、森本守、山野忠男、井出美智子、大西一司、川端雅夫。勝浦町議会議長大西一司殿。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長会全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、



全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々勝浦町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月19日。徳島県勝浦町議会。

皆さん、どうかよろしく申し上げます。

○議長（大西一司君） それでは続いて、8番議員から発議第2号について説明を求めます。

8番井出美智子君。

○8番（井出美智子君） 発議第2号、核兵器全面禁止条約の締結に関する意見書について。このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出す

る。平成25年9月19日提出。提出者、勝浦町議会議員井出美智子。賛成者、同じく美馬友子、麻植秀樹、河野道雄、笹公一、国清一治、森本守、山野忠男、大西一司、川端雅夫。勝浦町議会議長大西一司殿。

核兵器全面禁止条約の締結に関する意見書。

広島、長崎への原爆投下から68年、核兵器のない世界の実現が切実に求められています。人類と核兵器は共存できないと訴える被爆者の声に沿って、平和市長会議は2020年までに核兵器の廃絶をとの目標を掲げ、世界の多数の都市とともに取り組んでいます。今、2年後に迫った2015年NPT再検討会議を実りあるものにするために特別の取り組みが求められています。

その点で、被爆国政府の役割が極めて重要であり、核実験はもとより、核兵器全面禁止条約の締結交渉を一日も早く開始し、実現する努力が求められています。

これまで国連に提出された日本政府の決議案は、核兵器国にあらゆる形式の核兵器を削減し、かつ究極的に廃棄することを要請する内容となっていますが、目標を削減、究極的でなく、2020年までの核兵器廃絶を目標にした取り組みをされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年9月19日。徳島県勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、参議院議長、衆議院議長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大西一司君） それでは、これより発議第1号について質疑を行います。

質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

次に、発議第2号について質疑を行います。

この件について、質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

本件について、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 異議なしと認めます。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、道州制導入に断固反対する意見書及び発議第2号、核兵器全面禁止条約の締結に関する意見書は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のと  
おり派遣することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日をもって、本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

それでは、コスモス会議閉会に当たり、中田町長からご挨拶をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

コスモス会議に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき  
まして、全提出議案につきましてご決議いただきましたこと厚く御礼を申し上げま  
す。

また、固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員の人事案件につきましても、  
ご賛同のご決議いただきましたことまことにありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも町勢発展のために格別のご指導、ご鞭撻  
を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員の皆様方にもくれぐれも健康に十分ご留意されまして、ますますのご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西一司君）　ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。どうも皆さんお疲れでございました。

午前11時42分　散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員